

平成 24 年 2 月 20 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 24 年 2 月 20 日（月）開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 3 時 34 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 岩下彰（市民クラブ改革）
委員 今村岳司（にしのみや未来）
大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
他に地方自治法の規定に基づき、白井啓一議長が出席
委員外議員として、大川原成彦議員（公明党議員団）が出席

4 欠席者

町田博喜（公明党議員団）

5 傍聴議員

岸利之、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 木田秀
次 長 北林哲二
庶務課長 村本和宏
議事調査課長 宮島茂敏

8 協議事項について

（1）請願及び陳情の取扱いについて

前回の委員会（2月9日開催）に引き続き、請願及び陳情の取扱いについて協議しました。

まず、委員長から前回までの委員会で出された各委員の意見をまとめた資料とその補足資料を配付し、以下の項目について協議しました。

陳情の本人確認

前回までの協議で、「陳情者の本人確認は必要」とする意見（確認書等の提出を求める意見）と、「不要若しくは郵送などによる提出では本人確認ができない」とする意見に分かれています。事務局から、本人確認書の素案が提出されましたので、

各委員は持ち帰り検討することになりました。

陳情の持参受付以外による提出

前回までの協議で、「持参受付以外の方法（郵送など）により提出された陳情については審査しない」とする意見と、「審査する」とする意見に分かれています。ただし、「審査しない」とする意見については、必ずしもその内容が一致していません。したがって、「審査しない」とする意見を主張される委員にあっては、「審査する陳情は、原則として持参された陳情とする。ただし、相応の理由があれば例外を認める。」という内容で一致することができるのか、持ち帰り検討することになりました。

陳情の議長供覧基準

本日は、「基準を見直すべきである」とする意見を主張される委員にその内容を発表していただき、協議する予定でしたが、時間の都合により、次回の委員会（3月27日開催予定）で協議することになりました。

請願・陳情の意見表明機会

事務局から、近隣他市の状況について資料により説明を受けました。

（２）委員会記録のホームページでの公開について

前回の委員会に引き続き、委員会記録のホームページでの公開に伴う委員会の傍聴の取扱いについて協議しました。

前回の委員会で示された委員会傍聴規程(事務局案)について、各委員から意見を聴取した結果、全会派これを了としましたので、3月定例会中の議会運営委員会で最終確認を行い、6月定例会から実施することになりました。

本件につきましては、今回で議了いたしました。なお、委員会記録等につきましては、既に市議会ホームページに掲載されています。

（３）役職者の報酬加算について

前回の委員会に引き続き、役職者の報酬加算について協議しました。

まず、委員長から、前回までの委員会で各委員から出された役職者の職務及び選出方法の改善についての意見と、それらを踏まえて委員長が提案する改善案を加えた資料を配付し、各委員の意見を聴取しました。各委員は、持ち帰り検討し、個々の改善案について、その賛否とこれ以外の具体策があれば別途挙げていただくことになりました。

（４）視察旅費について

前回の委員会に引き続き、視察旅費について協議しました。

まず、委員長から、前回までの委員会で各委員から出された視察の改善についての意見とそれらを踏まえて委員長が提案する改善案を加えた資料、及び視察旅費を常任委員会視察以外に使えるようにすべきであるとする会派の意見をまとめた資料を配付し、各委員の意見を聴取しました。各委員は、持ち帰り検討し、個々の改善案について、その賛否とこれ以外の具体策があれば別途挙げていただくことになりました。

また、委員長が、視察旅費を常任委員会視察以外に使えるべきであるとする会派

と調整し、共通した条件をまとめた上で、その結果を次回の委員会に残る会派に提案することになりました。

(5) 議会基本条例について

前回の委員会に引き続き、議会基本条例について協議しました。

まず、委員長から各委員から聞き取った議会基本条例に対するイメージをまとめた資料を配布しました。

イメージの共有化を図ろうとする項目のうち、「議員の質が向上しているとはどういうことか」について、協議を行った結果、「広く市政全般に対し、常に信託にふさわしい知識、見識、能力を高めることに努め、公平な立場から公正にこれを使用する良識を有すること。またこれを可能とするための機会を絶え間なく創造していくこと。」とすることで、意見の一致を見ました。次回の委員会では、残る項目（「議会の活性化とは何か」「市民からの関心や信頼が向上しているとはどういうことか」）について協議を行う予定です。

(6) その他

今後の委員会の協議時間について協議した結果、当面、次回以降は、2時間半とすることになりました。

参考

次回以降の委員会の日程

平成 24 年 3 月 16 日 (金) 昼休憩中

平成 24 年 3 月 27 日 (火) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

平成 24 年 4 月 16 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時

平成 24 年 4 月 27 日 (金) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

平成 24 年 5 月 11 日 (金) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時

平成 24 年 5 月 25 日 (金) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

平成 24 年 6 月 6 日 (水) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

以 上